

### 白山信仰の研究(3)

## 大船白山権現山論争50年美濃国大船大権現 濃州加茂郡細目村対15ヶ村所属争議

吉 田 幸 平 中部女子短期大学

**THE HAKUSAN MOUNTAIN WORSHIP 3  
THE CASE IN LITIGATION FOR 50 YEARS ON THE INCARNATION OF  
BUDDHA OF MT. OHFUNA HAKUSAN IN THE MINO (THE GIFU  
PREFECTURE). THE BELONG LAWSUIT IN THE DAYS OF THE  
TOKUGAWA FEUDAL GOVERNMENT ON THE HOSOME VILLAGE  
VIS-A-VIS 15 VILLAGES IN THE KAMO DISTRICT IN GIFU PRE-  
FECTURE.**

**(PRESENTLY YAOTSU-TOWN IN KAMO DISTRICT IN GIFU PRE-  
FECTURE IN JAPAN.)**

Kohei YOSHIDA, *Chubu Women's Junior College*

#### 1. 白山信仰圏における重大公事（幕府訴訟）事項

##### ① 加賀馬場と越前馬場の騷擾

加賀馬場白山本宮（白山寺）・越前馬場平泉寺・美濃馬場白山長滝寺の白山禪定が隆盛になるにつれて、白山そのものが宗教上・政治上・経済上の重点的な場所となり、白山禪頂（頂上）を自己の馬場の支配下におくことは、宗教上の最高権威を独占するだけではなく、政治、経済上の権力もそれぞれの馬場を如何に自己の掌握下におくかということによって惹起した騷擾である。

平安末期以来、延暦寺の末寺背景として、優位勢に立ち、有利な立場を獲得しようとして起った。特に

(イ)天文13、14年の杣取権を中心とする騷動

(ロ)明暦元年の騷動

(ハ)元禄・石徹白騷動（別山室，別山社造営を巡る別山支配）

(ニ)元禄・尾添騷動

(ホ)平泉寺・牛首，風嵐 騷動

これらの騷動の結果、白山麓18ヶ村が寛文8年(1668)加賀藩、越前藩から取上られ幕府領（天領）として独立編入され、美濃笠松代官杉田九郎兵衛が笠谷に陣屋をおき支配した。

これを『白山麓18ヶ村』という。

##### ② 宝暦の郡上騷動（農民一揆）

郡上藩（金森氏39,000石）の財政再建のため年貢収入を増すことを考え、今まで「定免」であったのを「検見取り」に改めようとした。「検見取り」とは毎年役人が稲作の良否を調べて、年貢の割合をきめる方法である。これを受けた農民が、代表者約1,000人が城下に集まり、検見取廃止と農民を苦しめてきた諸税廃止を訴えた四ヶ年半にわたる騷動であった。とくに宝暦5年には穀見野に2,300人

が集まり藩とはげしく対立して、50余人は那留ヶ野で傘連判を行い種々計画をした。幕府への二度の目安箱への箱訴を行い取調の結果幕府判決があり、金森家断絶取りつぶしの酷しい罰と、農民の獄門2名、死刑10数人その他多くの者が遠島、追放の犠牲者となった。

### ③ 宝暦の石徹白騒動

宝暦2年、白山中居神社、石徹白村の社人杉本左近（白川神道）と石徹白豊前（吉田神道）との勢力争いが発端となり、一村の社人・農民が左近派と豊前派との二派に分かれて対立の争いを展開した騒動である。真宗の道場（現在威徳寺）は当時飛騨国照連寺の看坊寺であったが、これを改築して本山の掛所にしようとする書を徴したところ豊前はこれを拒み吉田神道を背景として郡上藩寺社奉行へ贈賄し、吉田神道の支配を受けるべきであると圧迫したが、左近派は、白山中居権現の社人は従来白川神祇の指示のもとにきたのであり吉田家の支配は受けないということで拒否したので吉田神道と白川神祇の対立的なものであったが、底流には、神道と真宗の対決があった。豊前は御祈願御師と称え、吉田家の権威のもとに反対派の社人14人その他64人とその家族を12月の大雪の中を領外に追放の暴挙に出た（96戸500人）。それがため杉本左近は、芥見村（現岐阜市）の篠田源兵衛宅に身を寄せていたが、江戸へ下り宝暦6年（1756）8月4日、老中松平武元の登城の折駕籠訴をした。訴状には願人の左近のほか70人と神田百姓12人が連署し、豊前の非行を何度も郡上藩へ訴えても受理されないため中央に訴えても藩主に引き渡されて没収されるので直訴に及んだというのである。それがため幕府は評定所で取上げて農民一揆と共にこの宗教騒動を審議し裁断された。その結果

杉本左近——江戸旅宿にて30日押込

石徹白豊前——死罪

久保田九郎助・清右衛門・上村五郎左衛門・上村七右衛門・上村十郎兵衛等——吃度叱  
豊前の家来由助・桜井大膳・上村左衛門——軽追放

### ④ 白山長滝寺と二諦坊鳳閣寺騒動

寛永13年（1636）白山長滝寺坊中（経聞坊、宝幢坊、地藏坊、禅養坊を含む）と浜松二諦坊とが牛王札の発行、檀那場の本末の占有権を争った騒動である。延宝8年（1680）4月9日幕府寺社奉行板倉石見守の裁断まで約50年争った大きな公事であり、この裁決の結果白山長滝寺は敗れ美濃馬場衰退を余議なくされていつた幕府の宗教統制の犠牲的敗撲であったのである。これは、石徹白御師や経聞坊が三河、駿河、遠江を檀那場として、牛王札の外に白山薬、茶、針、幣帛花、揚枝、扇子、神剣、杓子等まで国廻し初穂勧進して歩き、その間に白山禅定講を推進して夏は白山先達を行ったのであり、冬季の国廻りでは、金子50両と米50俵を得たという極めて良いもので、この檀那場は財産権であった。これ等の御師活動を二諦坊は寛永21年（1644）禁止させることに成功し、独自の牛王札を刷り檀那場を独占しようとする訴訟であった。遠江浜松二諦坊は、醍醐三宝院門跡の江戸戒定坊を江戸役所として鳳閣寺と改称し真言宗の当山派諸国袈裟頭として浜松二諦坊を兼住し、浜松にあつては御朱印45石の寺領を持ち、駿、遠、三河白山先達職秋葉山を根拠とした將軍家代参の格式をもち、醍醐三宝院では四院家の上にあつて、門跡に次ぐ格式があった権威の寺であったのである。

当時、天台別院白山中宮として、聖護院系にあつた長滝寺は伝来の宝物である論旨、教書、墨付（明暦3年〈1657〉の江戸の大火により焼失）を傍証史料として持参して対決しても將軍家代参格式では、所詮否決の宿命を背負はされていたのである。

### ⑤ 飛騨大原騒動

明和から天明年間前後18年間にわたり3回の波状的に繰返された騒動で、この騒動の結果礎、獄門を含めて一万人近い処罰者を出したのであり、全国的にもまれに見る大一揆であった。第13代代官大原彦四郎と第14代郡代大原亀五郎父子2代の執政下に発生した騒動で、それが幕府領（天領）下に

において幕府に対して、公然と反抗の形で惹起した騒動でもあった。幕府は幕藩体制の権威のもとに、美濃の各藩（大垣、苗木、岩村、郡上）と富山の5藩連合軍2,500人を飛驒に進駐させ農民集会を包囲して、この百姓一揆に銃砲火を浴びせるという前代未聞の騒動であった。

特に

(イ)明和8年(1771)御用木元伐制度(幕府用材のきり出し)を休山することを発令したため、生活の方法を失う山方農民の動揺により、元伐復活を願って高山国分寺に集合したのが、暴徒と化して有力町人や商家を襲った騒動

(ロ)安永2年(1773)2月 安永騒動

新検地命令に反対する農民の抵抗によるもので、天領編入直後の元禄8年(1695)の飛驒国総検地によって交付した「元禄水帳」は貢租の上から農民に非常に有利であったからこれを守るために起ったのである。新検地を阻止するために代官命令に従わず、検地中止を陳情しても功を奏しなかったため、江戸で老中松平右近将監に駕籠訴をしたが幕府への反抗とみなされ多くの農民が検挙された。

(ハ)天明8年(1778)天明騒動

大原亀五郎が父の職をついで第14代郡代になったが、失政や汚職が重なり、大原父子に対する不信と反感から惹起した。農民たちは幕府や巡視使に大原郡代の非違を直接訴えたが、この事件では幕府も大原郡代の非を認めて、厳しい取調べを行い、大原郡代を解き八丈島に流し、部下の地役人の多くを斬罪や解職追放処分にした。

この三連続した騒動は、飛驒の農民に多くの厳しい体験と教訓を与えたが、磔刑、獄門などの刑死者23名、牢死者12名、乱斗死4名、計49名の死者と多数の流罪、行方不明、一万両近い罰金刑などの犠牲を出さねばならなかった。

彼等がその都度集会したのは、飛驒高山国分寺(真言密教道場)や宮村の一宮神社(水無神社)等白山信仰圏の上代から展開した古刹古社であった。

## 2. 細目村(美濃国加茂郡細目村, 現八百津町)

『濃飛両国通史』の著者、阿部栄之助は、「加茂郡誌」に、美和郷の地は明かならずとし、旧和知村かとしている(加茂郡誌48頁)。他方「政治沿革の部」では、米田庄を美和郷に入れて、細目村を、美和郷と米田庄の両方に記しているが、細目村も米田庄であり、美和郷に編入されていたのである。「和名抄」には、「川辺郷の北にして、揖可(伊深)郷の東、矢筈岳の下なり、当神名帳に従五位下美和明神あり」としている。

「美濃国加茂郡誌」八百津町の条によれば、里伝によればとして、「往古、米田庄と称し、人皇第42代文武天皇の大宝2年(702)錦織中納言久通卿勅を奉じ美濃国岐蘇山道を開く、この時細見次郎及び大蘆三蔵従者たり。細見次郎は北山(細目本郷)に仮住す依って細見の字名あり。此の頃今の八百津を赤江と称したり。如何あらん正史には錦織久通のことなど見えず。正保美濃国絵図及び郷帳に細目村という。その後分れて細目、大廻間、鯉居、油皆渡、柚沢、北山となる。維新の頃また合して単に細目村という。町制を施くに及び八百津と改む。永正年中の大仙寺文書に初見す。但善恵寺は鎌倉時代貞応年中の創建なればこの頃已に聚落ありしものなるべし。細目の石高465石余なるをもて按するに蓋し、平安朝後期より鎌倉時代の初旬に起りたるものなり。後木曾川の利用と共に次第に水運の要地となりしなり。云々

「濃陽志略」細目の条には、

米田莊、東西一里南北一里、民居山に倚り河に循ひ、田圃相錯はる、尾州府下に至るまで13里。戸

八百余，○大仙寺，臨濟宗，臨澤山と号す。明応中東陽英朝和尚改めて今の名とす。土岐美濃守政房永正元年甲子六月制札を予う。寛永中稲葉右近今の地に移す。且51石を寄附す。云々とあり。

「新撰美濃志」細目村の条には、

野上の東にありて米田荘なり。尾張御領

465石8斗1升8合（中略）

大舟山は村の北にありて殊に高くするとし。黒瀬渡は木曾川の舟渡し，可児郡伊岐津志村の方に至る。南の方に当岩というありて其南に逆巻という淵あり。

○蘆渡は同じ川の舟渡し，可児郡錦織村に至る。

○油皆渡も同じ錦織村に渡る舟越なり。

○大船権現社は修験つかさどる。例祭8月15日，車楽三輛を出す。

○善恵寺

解脱山と号し浄土宗西山派，京都禅林寺光明寺の両末寺なり。

後花園後土御門兩天皇の勅願にて西山の善恵国師を開基とす。文明5年常香衣の繪旨を賜ひて，西山派七寺檀林の一寺なりしが，今は廃衰して只古文書のみこのれり，筆海（朝日氏が随筆自筆本）に，当寺の古証文2通をかきのせたる左のごとし。

「寄進右野上郷年貢之内大糸代拾貳貫文並河辺庄長夫銭事，任月追御寄進の旨重而令寄附善恵寺者也，萬一至子々孫々致違乱煩者，永可為不孝者，就其彼大糸代雖有領中或水旱風損或不熟之時節，至干此代者猶不及減少可致其沙汰之状如件

享徳元年11月27日（1452）

左衛門尉利成

善恵寺方丈

等のべられている。年号の明示されているものでこれ以上古いものには，大仙寺おうこ放状，永和元年（1375）を見るにすぎない。しかしながら考古学的出土資料となると，旧石器時代から古墳時代に至る複合遺跡が多い地域なのである。

「八百津町史」遺跡目録には

昭和31年 44ヶ所

昭和33年 55ヶ所

昭和36年 76ヶ所

昭和37年 82ヶ所

昭和38年 101ヶ所

昭和50年 106ヶ所

とあり，考古学的に特筆される地域なのである。しかし上代の史料となると不詳の部分があり，これ以上の史料が町史にも皆目ない。

#### ◎地名考

細目とか錦織或は赤江美和等上代史に見られる地名がある。

I 錦織は可児郡であったが現在は八百津町である。（錦織を美和洞とも称する）

錦織（錦部=にしごり）

「令集解」には，雑部に

染戸 織部正として、

錦綾織 110戸

年料1人錦一疋，綾一匹 令織，但貴錦，一疋令織，錦織三四枚，為品部取調免徭役

## 呉服部 7 戸

年料毎戸小綾二疋令織，為品部取調免徭役，とあり，職業部の種類には，機織

倭文部，麻績部，長幡部，服部，綾部，錦部（錦織部），作木綿，広幡，幡文，幄作，衣縫部，模作が記されている。

錦とは，絹布の名であり，色彩虹に類した絹（紵）であり，絹 200 疋を紵と称した。特に広紵と長紵は美濃国にのみ課せられたもので，国衛正倉に貯備する正税で，中央に納入すべきものであった。「美濃紵」「美濃広紵」「美濃広絹」として，延喜式には，白絹，緑帛，広紵，帛，長絹，絹 6 種を定めており，これらが，国の外交上の贈賜品としても用いられたのであり，可成りの高級絹の錦織であったと想定される。これらの錦部は，特種な織成技能を有していた機織集団が当地に住して形成したと思われる。これらの錦部は如何なる人々であったのか。

郡上郡美並村星宮神社所蔵の天曆七年（953）の『大般若経』（巻 413）奥書には錦村主実貫（にしきごりのすぐりさねつら）の願主名が記されており，その信仰（白山信仰圏における高賀白山信仰）の厚かった錦部であることが証されるが，村主（すぐり）とは，『岐阜県史』（通史編・古代編）によれば，多数の帰化人集団で，東漢代，秦氏，新しくは，新羅，百済の帰化人であるとしている。しかし『村主の性質と役割』（松本寿三郎著）の詳密な論文では，

「村主姓者一覧」「村主本貫地と現在地」「国別村主現在地」などの諸史料にみえる村主姓氏族の人名整理と分析では，「村主」のかばねは帰化人のものではなく，古い地方官的役割から生じたものであるとされている。従来の「新撰姓氏録」「日本書紀」の村主は諸藩氏族としているが史実としては再検討の要があり，村主は地方官の名称であったとしている。津田左右吉は「彼等が純粹の日本人であるにかゝらず，その祖先を漢，百済，新羅とすることが行はれた。すべてがさうではなかったが，そういうこともあったのである」とのべている。この地方の考古学的遺跡や資料の多くを見た時，先住民の多くの資料が帰化人集団であるということは，余程のことではないと考えられない。しかしながらすぐ西隣の地域には，半布里（富加町羽生）があり，正倉院の半布里戸籍を詳細に分析してみるとこの地方にも，可成りの帰化系もあったと考えざるを得ないのである。

## 2 細目

正倉院半布里的の戸籍の中に

御野国加毛郡半布里 大宝式年戸籍

の五保中政戸神人辛人戸口廿 正丁 3 少丁 1 并六 正女 4 少女 9 緑女 4  
兵士 1 緑児 1 次女 1 少女 3 蒼女 1 并十四

の条によれば

下中戸主辛人 年43 嫡子稲廿 年20  
正丁 兵士  
戸主同党若部大人 年17 少丁  
寄人牟下津部麻呂 年33 嫡子百枝 年2  
正丁 緑児  
戸主母秦人加比売 年67 蒼女  
兒 細目売 年47 正女 兒秦人新屋売 年17 少女

云々とあり，細目とある。これが細目の紀元の有力な史料と思考される。またこの細目村は，美和郷であり，美和氏族の住した地であり，天武朝以後の宿禰姓の氏族的な意味があり，連姓の氏に賜はったものである。この美和氏族は，賀茂，高賀茂（加茂）氏であり，鴨氏である。大宝二年のこの半布里戸籍に数多く登場する県主であり，大和朝廷の直轄領下の加茂県主である。この加茂県主は，美濃の牟義都国造の牟義都君氏と多く婚姻関係があり，この地方が加茂県主の有力な地域であったことが知れるし，隣りの上飯田には県（あがたぬし）神社がある。また，錦織は美和洞ともいうことから，細

目と共に美和氏族の影響は強力なものであったと思はれる。

### 3 赤江

細目をまた黒瀬とも称し、古くは赤江と称したという。この赤江は荒川が赤い水を流していたからと伝えられるが、これは、「あかい」「赤猪」ではなかったろうか。赤猪とは錦織の首に赤猪という記録があり、蘇我の蝦夷の腹心であったとするが、加茂族の地には、他の意味があろうか、錦織と無関係ではなさそうである。

### 4 美和

美和郷は三輪郷であり、大三輪なのである。天武13年、52氏に朝臣の姓を賜はったとき、筆頭に大三輪君とみえており、有力な氏族であったことが知られる。「崇神紀」には大田田根子をさがし求めて、大物主神を祭らせている。「古事記」には神君、鴨君の祖としているので、三輪氏は大物主神の後裔と称して、祭祀を掌っていたのである。

これからみて、細目は美和郷における三輪・加茂氏等の関連した地域であったことが解される。

## 3. 大船白山権現（美濃国神名帳、従五位下大山明神）

①細目村（現八百津町）の西北に聳える標高598.7米の高い山で飛驒山系の一角に麗姿を見せて、見る人のだれにでも印象づけている霊山こそ権現山である。この権現山は、神の稜威がせまり、ひとしく崇拜を深めたことは、神体山として大山明神の和魂（にぎみたま）のよりついた御室山、神奈備山なのである。

朝夕これを仰いた人々は、ここに宿る神を崇めて祭場とし、敬虔な祈りを捧げてきたのである。即ち神の天降りますところ、神の鎮りますところと受けとり、そして農耕守護神や靈魂の行く所でもあったのである。これの神として畏敬されていたものが、仏教の興隆につれて神仏和合し、混淆して本地垂迹の説が唱導せられ、また修験道の発達に伴って神仏習合へと行って行った権現山なのである。

連山の中に孤高卓立し、展望広大で、加賀白山、御獄が拝み得る清浄幽邃な山、そして木曾川と飛驒川の合流の地は、正に神体山として定まり崇拜されたのであり、世の降るにれて遷宮し里宮神社となり、霊山として存して行った山でもある。『大船大権現由来記』によれば、「其昔より爰に白山権現と申す神あり、この神は大船権現の此地へ移らせ給ひし以前より有りしなり。昔此の白山権現は天授元年（1375）6月此所に勧請し奉りて細目本郷中の産土神なり故に白山大権現守護と書きける板・中玉の磨滅したる板等今尚存せり」云々とあり、現在地に遷移以前の大船山権現は白山大権現であったことが解される。

### ②大船大権現由来記

「抑大船大権現の由来を委しく尋奉るに神名帳に載する所人皇50有2代平城天皇大同元年あたり美濃国加茂郡細目村北の高山に祭る所大山神社是なり。その後（832年安永6酉迄）天慶年中の頃旧権現山の中腹に檜の凡五尋ばかりの大樹ありける時に、細目村の内黒瀬と言う所の渡船を営まんと欲して、柚人2人数多の人足を引具して、此御山にわけ登り、彼の木を既に伐らんとせしに虚空界より白き鳥かけ来りて其の木に南にさしたる1の枝に止りて2声3声囀り終りて、此御山にひそみて遂に見えざりしとなり則ち彼の木を伐つた人足8～90出でて、此木を引おろさんとすれども其の重き事宛も磐石の如くにして、少しも引く事能わず、あまりの不思議と思ひしに山の上の方に皆々立まわり是を引きしに其の軽き事、麻を引くよりも尚易し又右の如くにして一寸も動かざる故に人々怪みける所に其の中の吏人の曰く「此木爰に棄つべし是必ず神のおしませ給う木ならんと先頃此木を伐りし時もいぶかしき鳥来り此木にすがりしが、いみじき鳥なりと申伝り、是斯る奇瑞ある事正しく神の所為ならんと

言つて遂に此木を引くことを止めりし」と船木は其の儘御山の頂にありしと其後神の御名をいつとなく大船権現とそ言ひ伝ひしとなり。是即御神号の濫触なり。然るに雉兎芻樵の者この御山に入りしはしばしば神罰を蒙り、感応靈徳夥数ある故に人々尚恐惶心弥々増、国家安全殊に五穀豊熟の爲とて神社創建ありて御本地、阿弥陀如来とあがめ奉り益々靈応掲篤く相成其後 12 末社等を安置して各々 12 ヶ月を守らせ給ふ表示なりとや誠に比類なき神威無類に示し給う御事なり。(中略)

応永の頃、此郷に治部卿と言うて勇氣剛力にして行徳殊にすぐれ四囲に名を轟かせし行者あり、故に旧の御山には御本社たたせ給ひし跡みたらしの池 12 末社の立たせ給ひし跡等ありとしておはしけり。此のあたりを今の人呼びて九社が谷と言う。前の洞に別当屋敷と申す所あり、又南陽辺の河上を垢離とり河という此の河下に燈明石と申す石あり、又大船大権現の今の御靈地に御本地堂あり、阿弥陀如来なり。此堂いつよりと言ふ事を知らず、是寛保 2 年 (1742) 戊戌御造営なり今の堂是なり。(中略)

元来此御神御本地阿弥陀なるが故に毎年 8 月 15 日御縁日と申奉るなり。昔は神輿を出し奉り獅子を廻し、是を御祭とせり依て当社の御宝物は古き神輿古き獅子頭末社 12 の宝鏡なり、此御鏡の銘に曰く永正 7 年 (1512) 8 月 15 日とあるなり、古の御宝物今尚社内に存せり、昔は細目荒川と申処に御旅所を立て御みこし渡らせ給ふ也。夫より後百年あまり御祭には車輿をつくり美を尽し氏子中出て、是をひき殊に其節は御地頭より御奉行つかわせて御祭渡らせ給ふより近国在々処々の貴財男女袖をつらねて所見に出る人最も夥し、中に其の群集なる事、美なる事言語に絶たり、実に是を觀すれば権現の徳たる事、神光普天を照し靈妙四海に輝かせ給ふ事昔にかへつて尚盛なりと感涙肝に銘じて有り難く思い伝ひけん。」(以下略)

③祭神 大船神社の祭神は「八百津社寺沿革誌」によれば不詳とあるが、最近の調査によれば大山祇神であることの傍証史料の神明札が何枚も発見されたが年号は不詳である。しかしながら、神社縁起にある如く、本地阿弥陀如来とあり、また大船権現の里宮に遷移以前は白山権現と申す神があったことから、この阿弥陀如来は、白山信仰における奥院の本地仏の意を有していると思ふ。それは、

白山三山の神仏習合の本地垂迹は

大御前峰	本地 11 面観音	垂迹神	伊弉册尊 菊理媛尊
大汝峰	本地阿弥陀如来	垂迹神	大己貴尊

別山(小白山) 本地聖観音 垂迹神 天忍穗耳尊

大汝は白山三山の奥院であり、美濃、加賀、越前の各三馬場からも、本地仏については、同じ様に見てきていることである。垂迹神の大己貴尊は、大穴持命、大物主神、と概念的には、同じ様に考え、大国主の神の分身と考えられている。「延喜式」の「出雲国造神賀詞」によると、

「倭大物主櫛鬚玉命(くしみかたまのみこと)と名を称へて、大御和(おみわ)の神奈備に坐せ、巳命の御子阿遲須伎高孫根の御魂を、葛木の鴨の神奈備に坐せ、事代主命の御魂を宇奈提に坐せ、賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈備に座せて」云々とある如く、大国主の神が自分の和魂である大物主の神および子神たちを、天皇の身近の大和の国の諸に鎮座させて、天皇の守り神としたというのである。大物主神は大和の美和(三輪)山に祭られた神であり、この神を氏神とするのは前述の美和の君と加茂の君であり豪族であったのである。細目村が美和郷であったと称することは、この美和族と加茂族の美濃に下った氏の傘下にあったことを傍証するのであり、本地阿弥陀如来の垂迹神の大己貴尊はこの美和族の垂迹神でもあったことを思えば、大山祇尊の大船山権現の大山白山権現の祭神は、大己神または、県主(加茂)の神であったといひ得るのである。大山祇尊を祭神としたのは、17 世紀、幕府の宗教統制が酷しくなり白山修験が衰微すると共に、この八百津の細見の黒瀬湊、錦織綱場(錦織湊)が木曾材の筏流が盛んとなって行ったことに原因がある。

黒瀬湊に船が百艘近くもあって毎日幾艘かの船が木曾川を下って、犬山、笠松、桑名、四日市、名古屋に往来し、錦織湊の網場には筏を組んで、川湊の全盛を見る頃から、祭神の大山祇尊が勧請されたと思われ。この大船神社の「だんじり」が神輿や獅子に変わって祭りとなったのは、天明2年(1782)の杣沢長兵衛の話によれば、延宝4年(1676)であるので、この頃に水の神、海の神の守護神としての大山祇尊が、産土神として、合祀されていたのであろう。

ついでながら、和知洞にある大船神社には権現山頂にあった神籬磐境としての祭祀遺跡としての石棒を上筒男命、下筒男命、底筒男命として祀っているが、摂社の白山神社とともに、初期の大船白山権現の神奈備信仰のものであろう。

#### 4. 大船白山権現論争

① 大船白山の権現山は細目村にとっては、神体山の神奈備山であり、神の鎮座する処であり、樹を切り、芝草、薪等を蒔いたりすることなどは、神への涓瀆であった。

『大船大権現由来記』によれば、「此御山の景色は他山に越えて高く巖嶽々として潤水の音遙なり、霊樹深々として常に風の音こうこうたり、遠国の海嶠近辺の村里をば尚掌を見るが如し、風景類なき御山なり。麓より絶頂にあるを其道50余町有り、其間叢樹鬱々として広天無辺の御山にて有りしなり。」云々とあり、万民参詣するのが限りがないというのであるから、極めて信仰の山なのであった。この権現山へ入って、芝草、薪を盗蒔をするのが多くて、これらをやめさせようとする細目村と裏側の村民の山の芝草、薪で生活をしてきた15ヶ村との間に幕府の判決があるまで論争の50年が続くのである。

この山論一件記録は、庄屋文書として可成りの史料が刻明に、経過が解る如く互に訴えていて、当時の入会権について考察が出来るのであるが、本論は紙数に制限があるので、後日この入会権のみは別稿文でと考えている。これは、幕藩体制下において、強度に中央集権化され、経済的にはその政治体制に対応した独得な収取体制である石高制に、集約的に表現されている。その石高制の下において、何藩は何万石といった土地所有の具体的内容は、田畑であって、林野は例外的にしか含まれていなかったもので、林野の所有関係については事実上はともかくとして、法制度上は不安定な性質をもっていたことにその背景があった。

この美和郷である米田庄の細目村、和知村、上牧野村、久田見村、野上村、総高4,423石はもと稲葉右近の采邑であったが、元和年中に給人附ということで尾張藩より拝領したのであり、4代目同姓右近が延宝2年(1674)3月卒したときに同人従弟の飯沼勘平の子である右平治に名跡を仰付けられて1,000石を得ていたが、延宝4年(1676)7月病死し、子がないため家断絶した。これより残らず尾張領となり美濃笠松代官の支配となった。

この場合稲葉家及び飯沼家が従来支配してきた林野の所有関係は「上級領主」である幕府権力による「御家断絶」という事実によって自動的に否定されたのである。これと、対比して、寺院、家臣団等の「下級領主」が前時代の庄園領主時代から持ちきたつた林野所有権を「上級領主」となった尾張藩権力によって否定される傾向にあった点もみることができる。林野が尾張藩の立場から「公儀のもの」と意識されたり、農民の一部をして「天下のもの」といわしめるような性質が一応あったわけである。それでは、当時の林野一般が中央集権化していた幕府の単一所有の下に属していたかといえば、幕府が各藩に属する林野までそういった意味での林野政策を実施しなかったことになかったのであるから、その点からでも否定されねばならないのである。かゝる意味で、法制度上は不安定な性質をもっていたといえるのであり、「特定の独占を禁じて公私利を共にした」という一種の無所有状態にあったと理解

出来ないこともないが、経済的条件からは、林野が放置されていたとは考えられず、産業の興隆と共に用材、薪炭、芝草等を始めとする林産物の商品的価値が進み、領主側も、農民もそれぞれの立場から林野所有への関心を強めていたのである。大船権現社の細目村にとっては、神奈備山だから、手を引いて欲しいし、他の農民にとっては死活問題なのである。即ち芝薪や採草地の獲得は不可欠であり、その需要を通じて、農民相互間、村落間に林野所有をめぐる論争が続いたのである。

② 細目村の山は米田嶋15ヶ村の公儀の預り山であるのに、細目村の百姓が草薪を盗蒭しに時々来るので、来ないようにと、元禄7年(1694)に申し出ているのが論争の残存古文書の最初である。既に屢々に訴えてきているのである。

差上ヶ申一札之事

一今般濃州米田嶋拾五ヶ村百姓内権現山江芝草薪等盗蒭ニ参候所ニ以前より細目村之山に従公儀御預り申山にて御座候ニ付今度茂芝草薪盗蒭被申ニ付細目村之百姓折節七八人計も薪仕ニ参右之者共を見合申ニ付鎌四五丁取遣し候後日にも芝草薪盗ニ参候出合申分仕間敷被仰付候段ニ承知仕候為其手形差上ヶ申所如件

元禄七年戊十二月

作右衛門

又右衛門

この文書は大船白山権現山が公儀の山であるにかゝらず自分顔で盗蒭りをするのが細目村であるから、盗蒭に来ない様にというのである。これに対して、細目村庄屋と組頭は、元禄10年大々的に大船権現山は社頭であり、山の6分頃には別当屋敷があって、山頂は細目村の生産神12社権現が祀られており、細目村の権現山であると訴え出たのである。

細目村権現山出入之儀埒明候所此度再発為仕候様ニ御詮儀被遊候未埒明不申候段書付を以申上候覚

一濃州加茂郡細目村大船権現山之儀ハ往古ヨリ細目村生産神十二社権現山上ニ御立被成候所永年中□細目村郷之内引越勸請仕候由申伝候大船山□社頭御座候山六分程ニ別当屋敷御座候只今田地ニ罷成爾今大船別当引得ニ而御座候其外洞々ニ大分新田畑山五六分迄ニ仕則御年貢差上申候権現山之儀ハ先年ヨリ細目村引得山ニ而御座候則西境ハ高橋ヨリよかふよしか洞堀懸りく志やか谷水上境にて御座候はヨリ西外山比久見近所迄□□大山御座候而米田島入相山ニ而御座候此方山統にて御座候故折々盗ニ参候故先立ちかま取り来り申候

一 (中略)

一四年以前戊之二月山御改之節細目村ヨリも惣山町反之帳面指上申候所ニ新山御年貢御赦免被遊候然所ニ同十一月加藤六郎兵衛様へ細目村野上村和知村牧野村庄屋共被召寄被仰候ハ米田嶋ヨリ権現山迄惣入札と書上り申候由被仰聞候其節□者申上候ハ細目村山之儀ハ先年ヨリ入相山にてハ無御座候通り右品々段々申上候其上先年ヨリ草薪盗ニ参候ハ度々かまを取木草杯屋きすて申由申上候 則野上村庄屋源右衛門申上候ハ則和知村庄屋上牧野村庄屋一座ニ而承りとかふニあいさつ不仕候

一其後五味所佐衛門様へ細目村野上村和知村上牧野村右四ヶ村庄屋共被召寄御代官様方御立合ニ而御詮儀被遊候ハ米田嶋ヨリ書上ヶ申新山御年貢割賦米出し申様にと被仰候□共申上候ハ先年ヨリ細目山之儀ハ御年貢指上ヶ各別之引得山にて入相山と申儀ハ無御座候只今割賦米出シ申候ハハ入相山に罷成候間割賦米之儀ハ御免被遊被下候様にと段々達而御改申上候其翌日ハ加藤市郎兵衛様と右四ヶ村之庄屋共参候ハハ此中其節共改之通申上候ハハ割賦米之儀御赦免被成候間罷帰り候様にと被仰付候

一 (中略)

一 細目村権現山へ新道を付申由米田嶋ヨリ申上候段被仰聞候 新道にてハ無御座候権現へ之道筋已上ハ筋御座候 其内壱筋悪敷罷成候分所々直シ申候惣而細目村之儀ハ大道ハ勿論所々へ之道橋山道筋迄悪敷罷成候所ハ毎年作り直シ申候故権現山へ之道とてわけて作り申にてハ無御座候

一 (中略)

右之通細目村権現山之儀ハ往古ヨリ百姓引得山ニ而山御年貢下笠御代官様へ上納仕候細目村引得山ニ紛無御座候処ニ四年以前御改之節米田嶋の者共能幸と存入相山と申上ケ其節段々御詮議被為遊入相山ニ而無御座候段申上ケ則新山御年貢ニ今出シ不申候惣而山境所々明白ニ御座候間爰御順見被為遊前々之通ニ被為仰付被下候ハ難有可奉存候以上

元禄十年丑壬二月

濃州加茂郡細目村 庄屋

組頭中

渡辺清藏殿

権現山の山麓の細目洞は深く山合に田(283石8斗3升)があり、米作が出来ることも山論の大きな原因の一つである。細目村はこの権現山を歴史的に大船権現のものであり、入相山ではなく、引得山であると強く主張しているのである。4年以前の改めの折に代官で詮議された時も入相山ではないとし、その境界も明になったのである。和知村庄屋久市郎始め組頭は、往古より入相山になっているとする場所へ20~30人が鎌を持って妨ぎ、5月11日には、細目村のものが、馬道13間程を切落し、その上和知村の善六、作右衛門の兩人が馬を繋いで谷深く草苺りに行っている間に馬綱を切つて、谷底まで馬を落したのであり、また馬道を作り直したら細目村から300人が脇差やより棒をもち、鍬をもって、その道を切落してしまったというのである。300人から出て争うことは、農民争論として、ますます大きな波紋を画くことになって行った。

乍恐奉願口上之覚

一 従往古入相山之場所ニ而当四月和知村より小草苺ニ参候節細目村より式参拾人程宛張出鎌を取小草を取段こと妨申其上当五月十一日ニ大ひらと申所之馬道拾三間程切落申候ニ付罷所成山上江廻り人馬を通し小草苺申候所ニ五月十五日和知村善六作右衛門と申者兩人之馬式匹堀掛ケ之荷馬ニ馬をつなき谷ふかく草刈ニ参候内ニ式匹共綱を切落申道ヨリ落申候善六と申者之馬ハ谷底迄落申故ニ立不申候作右衛門と申者之馬ひら半分ニとまり居申候故あやまちも軽く次日ハそろそろとつかへ申候右之仕合ニ御座候故如之道作り直シ草柴苺申処ニ又々七月二日二大勢催し右作り直し申候馬道十三間程堀掛ケと申所難所之馬道拾壱間程切落人馬通り不申候百姓中迷惑仕候其節細目村ヨリ参候 人数三百人程催シ引廻しと相見へ申者ハ脇差をさしつへをつき其外ハさすがをさしより棒を持道切申人足ハとうつるくわを持即時ニ道を切落シ申候御事

一 (中略)

一 (中略)

右之通被為聞召分ケ先年之通被為仰付被下候ハ、難有可奉存候 以上

享保四年亥七月

濃州加茂郡和知村庄屋	久市郎	印
同	庄屋 新 助	印
同	組頭 小佐衛門	印
同	勘七郎	印
同	弥 市	印
同	与右衛門	印

## 水野文四郎様

以上の外、享保5年、6年には互に一步も譲らず訴状が連続している。その上庄屋が九ヶ村と2ヶ村増加してきている。その上細目村の1ヶ村に対して談合の様相が酷しくなっている。享保6年(1721)には

加茂郡上飯田村庄屋	善右衛門
同 下飯田村庄屋	紋左衛門
同 福嶋村庄屋	彦 八
同 栃井村庄屋	佐平治
同 西脇村庄屋	勘右衛門
同 信友村庄屋	金兵衛
同 今村 庄屋	六右衛門
同 小山村庄屋	藤佐衛門
同 比久見村庄屋	治左衛門

となっている。これらは奉行所宛となっているが、同年(1721)11月には埒があかないと見た入相山である権現山と主張する反細目側は、笠松代官と奉行所を越えて、御評定所へ、滝川讃岐守知行分として「差上ヶ申一札之事」を訴え出たのである。この訴状には入会山の字を使用している。これは、互に権現山3,053町歩が入相山であるのと、細目村の白山権現山のものであると主張しているのは先述の通りであるが、享保以降の幕府の御林山の内容が御留山、雑木立御林、小木立御林、柴草山と区別されたが、そのうち雑木立御林、小立御林は柴草山の補充として薪、秣の採取が認められてきた上に、焼畑的稲作、畑作が許可されてきており、百姓の収益にはとりたてて制限されていなかったことが、訴状への踏切りを、強くせしめて行ったことが理解される。細目村を含んで、連判状差上について出されていることからその山論争はエスカレートをしていった。

## 差上ヶ申一札之事

美濃国加茂郡為岡村則光村御訴申上候ハ大船権現山と申所右三ヶ村并尾州御領分同国同郡比久見村和知村上飯田村下飯田村福島村栃井村細目村西脇村信友村今村小山村拾壹ヶ村ヨリ往古ヨリ入会山ニ而候付三ヶ村ヨリ当五日草薪取ニ参り候処右拾壹ヶ村之内比久見村上飯田村下飯田村三ヶ村ヨリ権現山之内ハ山之由申掠候而草鎌取之相防キ迷惑仕候ニ付当五月名古屋御役所江御訴申上候処拾壹ヶ村ヨリ入会ハ下吉田山六百三拾町歩俄ニ新規限りを立巧成儀を申掠候間前々のごとく惣野山入会相願候由此度御訴訟申候ニ付相手右拾一ヶ村被召寄段々御詮義之処当四月名古屋御役所ニ而委細御吟味有之右山之内細目村和知村扣山并下吉田村内右三ヶ所之境ヲ御立其外ハ為岡則光山本三ヶ村共ニ跡々のごとく入会候様御裁許相済候由拾壹ヶ村申上候ニ付此度被仰候立会絵図ニ名古屋御役所ニ而被仰付候通細目知下吉田三ヶ村扣山内境張仕差上其余ハ往古のごとく入会ニ相極候旨書付差上且右細目知和知村扣山下吉田村内山江尾州御領分御一領之内村々而も入会不申筈之由拾壹ヶ村之者共申上候左候得ハ他よりハ程以入合可申様無之候其外之所々ハ有来如野山共入合之由相極候得者申分無之筈之旨為岡則光山本三ヶ村江委細被仰渡候趣奉承和候最初国元ニ而ハ下吉田山六百三拾町歩之限りを立入合候様ニ承候間御訴訟申上候処右扣山之内之外ハ跡々のごとく不殘入会之由此表ニ而拾壹ヶ村之者共申趣初而承知仕右之通ニ御座候得者何之申分も無御座候御訴訟之儀曾而無之旨岡則光山本三ヶ村ヨリ申上候依之当四月名古屋御役所ニ而相極り候通りを堅く相守細目村和知村下吉田村内山ハ不及申跡々ヨリ扣山内山ニ相極シ場所江一切入会申間敷候其余ハ前々のごとく入合可申候勿論此上異論無之様ニ双方江被仰渡奉畏候若相背右之儀ニ付重而出入ヶ間敷儀仕候ハ如何様ノ曲事にも可被仰付候為共連判状差上申所如件

滝川讃岐守知行

美濃国加茂郡米田嶋之内

為岡村名主 半十郎  
 同年寄 弥五右衛門  
 則光村名主 七郎兵衛  
 同年寄 孫助  
 山本村名主 弥右衛門

尾州御領

美濃国加茂郡

比久見村名主 治左衛門  
 同 組頭 長右衛門  
 下飯田村名主 市兵衛  
 上飯田村名主 善右衛門  
 福鳴村 名主 彦八  
 栃井村 名主 左平治  
 西脇村 名主 勘右衛門  
 信友村 名主 金兵衛  
 今村 名主 六右衛門  
 小山村 名主 藤左衛門  
 下吉田村 名主 庄助  
 同 組頭 孫左衛門  
 同 惣百姓代 勘六  
 細目村 名主 勘兵衛  
 同 組頭 平左衛門  
 同 惣百姓代 三右衛門  
 和知村 名主 久市  
 同 組頭 治左衛門

享保六年巳十一月二日

御評定所

この連判状には、細目村以外の村々との間にも入会について論争が始まっており、その山論は複雑化してきたことであり、大船権現山は下吉田山の入口であって、本来は下吉田山といったのであるとしている。享保六年（1721）の訴訟状には「右権現山者下吉田山之入口故前々と誤り来場所違仕候」とあり、一応入会について結論が出されたようであった。そして、細目村に対しては、大船山権現山は細目村の引得山と定めたのであるが、奥山権現山は前述の連判状で決断された様に総入会山だから心得られたいと全村が細目村庄屋作右衛門に4月20日に連署を出している。

これに対して庄屋作右衛門は、すかさず22日に全村に「往古より此方三引得山＝而入相と申儀無御座候 只今何と被仰掛ケ候而も左様＝ハ不相成候間左様＝御心得可被成候」と反撃に転じたのであるが、御公儀から被仰付られたのがまだ解らぬかと信友村庄屋金兵衛は作右衛門に対して、村百姓が大船山へ薪苧に行って細目村のものから鎌を取り上げられたことから、申し出ている。

## 5. 江戸公事（幕府直訴訟）の山論争

（紙数に制限があるので要点のみ記す。）

- 1 尾張藩領であり、美濃笠松代官の直轄地域であり、湊奉行（錦織奉行）があり、その上川湊の役人が庄屋を兼務しているという幕府の直接支配地における入会権訴訟である。他領（竹腰領）三ヶ村があるが、これなどは便乗したもので不埒なりとして、全然問題にしていなかったことである。幕藩体制下で天領（幕府領）又は尾張藩領でなく、他藩であったならば笠松代官又は尾張藩奉行で終わっている問題である。経過を追ってみると寛容であり、美濃の宝暦農民一揆（金森家断絶）や白山麓石徹白騒動に見る悲愴感（死罪、遠島）がない。代官が幕府への直訴の方法まで教示している。
- 2 笠松代官の動きが、尾張藩や幕府の前に極めて弱い存在であり、庄屋連中は、代官を全然相手にせず、直訴しており、代官は、尾張藩に底姿勢で御意見賜はりのために動いている。
- 3 代官や尾張藩奉行が、元禄5年（1692）の幕府勘定奉行の御留山、享保9年（1724）の林野改革への背景、安永の検地、宝永7年頃から盛んに行はれた百姓稼山（白木稼）明和8年（1771）頃から、執拗な入会権の請願運動等の時代の流通過程の変化に供う農民の意識の変化について、直轄的地域なのに情報分析が不十分であり、黒瀬湊の運上金や細目村について、総べてが木曾川湊に眼が向いていたことである。
- 4 細目村1ヶ村で、15ヶ村を相手にして、長年訴訟で斗えたのは、白山大権現山は、15ヶ村の農民の信仰の神奈美であったということであり、また細目村の庄屋は、常に川役人としての士分で代官業務を兼務という他村にはない幕府の最先端の「庄屋代官」とでもいうべき地位にあった。それがため幕府権力の一郭にあったことも否定出来ない。例えば、細目村 勘兵衛はこの訴訟に大きな役割りをしているが、元来、各務勘兵衛と称して、細目村本郷の役場番所で役銀のことを司る銀5枚の扶持の庄屋で、黒瀬湊の船積銭の取立を行っており、後には、御用金4両1人扶持所用御納戸役であった。その上、白山大船権現の里宮（前宮）の大船権現神社を大仙寺山麓に鎮座させているという、行政的・地理歴史的にも優位にあったことである。それがため、幕府直訴においても、御評定所は、細目村のみは別格として取扱っている。
- 5 他藩における直訴等には、特定の人が、代表として、色々陳情をするが、この訴訟では、笠松代官、尾張藩、江戸幕府へ陳情報告する度に村の代表者が短期間であつても、必ずその顔ぶれが異なっていることも特筆されることである。例えば、その中心である細目村にしても、黒瀬清兵衛、諸田 又八郎、黒瀬 平左衛門、芦渡 新右衛門、細目村 勘兵衛、黒瀬 孫七郎、本郷 甚八郎、芦渡 新右衛門、半左衛門、鯉居 又右衛門、半右衛門、細目村 三右衛（本郷）等の人々がその都度変はつている。勿論、江戸直訴の折には、三右衛門、平左衛門、勘兵衛、諸田 又八郎、鯉居 又本衛門等5人が参加しており、他村でも別表の要図の如く、その村々でも交替していることである。郡上の宝暦騒動の傘型連判状が、一揆の発起人を不詳ならしめるため偽装したごとく、この直訴公事にも、多くの陳情者を出し、その責任の分散を考えたとも思はれる。
- 6 長年の権現山の入会権で争っていた細目村対15ヶ村が、笠松代官（美濃郡代改組前）や尾張藩奉行の判決が互に不利となると、今迄の争論を妥協し、幕府直訴のため協定して、一緒に直訴運動が実施されたことも、この訴訟の特徴の一つである。  
幕府領や尾州藩外では、考えられぬことであり、妥協して、幕府への直訴運動について、代官が異議申し立ての訴訟方法についても、状箱を渡すなどして指示していることも、如何にこの入会権

論争が困難な場所であったかが伺えるが、原因は、既述の如く、「天下さま」のものという、幕府の山林政策の不分明が惹起した隘路であった。

- 7 『濃州徇行記』によれば「細目村 118 石 1 升 7 合、家数 139 戸、高に準じて人多き故余業せざれば渡世なり」とあり、柚沢の条には「至って人数多き処にて田地不足小百姓共農事の外、山越え苗木よりの暮荷をする」或は大梁の条には「土地かきし故貧戸多し間立たる百姓はなし」云々とある如く、大船山権現を巡る山麓の村々にとっては、この権現山の入会権を少しでも多く確立することは、より生きるうえには、絶対必要条件であり、敗れることは、死に継がる背景にあった経済斗争でもあったのである。

細目村（白山権現山を含む）の総元高 834 石 8 斗 4 升と、黒瀬湊の保有船数 凡そ 3,189 艘（寛政の頃）荷物運上 金 61 両 1 分 2 朱の、尾張藩領の富の陰に貧村の幕府直訴は、多くの人と出費を使い、その多くの人間感情の対立を残したことは、判決の結果が「痛分け」という引分けに終わっているだけに、笠松代官の始めからの狙いでもあったとも思えるのである。さもなくば、江戸直訴の状箱まで与え、その訴訟の方法を指示していることである。代官の思う壺の幕府政策の犠牲はミニ宝曆薩摩治水の犠牲の一手手前であったとも思える。幸に、詰腹を切らされた犠牲者もなく、大船白山権現は、昔日の如く細目村の権現として、存続したが、如何に幕府が、農民を操り、またそれに上せたかということである。

元禄 7 年 12 月（1694）から享保 6 年（1721）の幕府判決があり、延享 3 年（1746）の村境と井堰の長さの立合証文を各務勘兵衛に提出してその結論を得るまで 52 年の長きに渡ったのである。最後に古田平一郎氏には大変世話になったので紙上で厚くお礼申し上げます。

## 文 献

- 福島正夫他（1966） 林野入会権の本質と様相 岐阜県吉城郡小鷹利村の場合（P. 15） 東大出版会。  
岐阜県の歴史、  
岐阜県史（古代通史編）  
郡上郡史  
松本 秀夫（1973） 白山中宮長滝寺と遠州浜松二諦坊牛王札公事の記録 石川県白山自然保護センター研究報告  
第 1 集 p. 35～p. 48  
中田邦造他（1934） 白山所属争議，白山争論 1 件 石川県図書館協会 金沢市兼六園内  
太田 亮 日本上代における社会組織の研究，甲陽堂  
佐伯 有清（1974） 日本古代の政治と社会 吉川弘文館  
佐伯 幸長（1973） 立山信仰の源流と変遷，立山神道本院 富山県中新川郡立山町芦峠寺 46  
志田 諄一（1975） 古代氏族の性格と伝承，雄山閣  
八百津町公民館（1956） 敬神崇祖 八百津社寺沿革誌 岐阜県加茂郡八百津町公民館  
八百津町史（資料編）

### Summary

This essay is an outline of a dispute about the privilege and the ownership of the lumbermen in the HAKUSAN religious district in the middle of HONSHU-island in Japan in the Edo era.

The dispute was finally brought into the Edo government from 1694 to 1746.

This local research is historically unexplored field, and it has not been announced on any other publications yet.

Mt. OHFUNA-HAKUSAN rises up 596 meters in Mino (YAOTSU) district in Gifu Prefecture.

People who lived in that area worshipped it as the god of water of the growth of plants.

Well, Mt. Hakusan has a feminine figure in its composition which includes three lofty peaks called of the Gozen-no-mine, the Ohnanji and the Bessan. They rise up about 2,000 meters. The Hakusan consists of these mountains and stands in the center of Honshu-island in Japan.

In honor of this mountain, people worshiped it as the god of water. Regarding it nearest to the sun that controls water and growth of plants, they had been invoking it for better harvest. People also believed that it conceives immortal of their ancestors. and people wished to consign their soul to him that dwells in this mountain. They made graves at the foot of it.

At the ancient time, SHUGENDO (the mountaineering asceticism) dissolved in the TENDAI sect of Buddhism or the SHINGON sect or Buddhism with the TAOISM of china and the ONMYODO, and the SHUGENDO developed into the original mountain religion, which was kept by monks who disciplined very strictly. The monks secluded themselves from the world but they had been kept by the Emperor and his court then. In this character of the noble religion on the Dharana, ENNO-GYO-JYA (Upasaka saint) was the founder of this religion. It has an esoteric mystery and was put into people minds.

The new idea of a mountaineering was an ascetic to filter into people's minds chanting an incantation. This was the TANTRIC Buddhism as the founder of a religion. At that time, Honjisuijaku which was the same rank in regard to the Buddhist saint and the Shintoist appeared in a shape of god as the genuine Buddhist at the close of the Heian period (8th century) in Japan.

Then Honjisuijaku was defined in the both Shintoism (Rohu Shindoism) and Hitojitsu Shindoism of Sanno (Mantraya). Especially, three religious mountains—the Kumano in Yamato district, Mt. Ohmine in Yoshino, Haguro in Dewa district, Mt. Hikosan in Kyushu district, Mt. Taisen in Hohki district, Mt. Ishizuchi in Shikoku were typical monk's mountains. These representative mountains are well known in the literature or old documentary records. In these researched of Mt. Hakusan was prosperous.

We could find that about 1,000 grew much person lived on the top of the mountain and more than 1,000 person lived at the foot of the mountain. Their purpose was to climb the mountain and pray to god as a group of meditative concentration.

But, the prosperity of the mountainous religion suffered from internal dissension. The

strife among the Hakusan temple in Kaga district, the Nagataki temple in Mino district and the Heisen temple in Echizen district began to get a dominion of the top of mountain and to transfer of a right of forestry. The men who joined this battle grew up as monks' soldir called SOHEI. They fought against the feudal government (BAKUFU) and lost a battle. At the recent time, they fought against the Shinshu sect of Buddhism which was organized the farming riot, and lost a battle again. Therefore the power of soldiers in temple effaced themselves completely. As a result of these battles, we couldn't find any documentary records of literature in the cause of their temples were almost burnt down.

For that reason: I'm sorrt to say that the research of mountain worship about Mt. Hakusan left something to be desired as compared with another studies of the mountainous religion. Mt. Bessan was a part of Mt. Hakusan which was a way on the meditative concentration (SAMADHI) in Mino district. It was called MINO-BANBA and it could be ascended from the Pacific side of Japan. Mt. Bessan was not a center of Hakusan faith because it was far from the top of Mt. Hakusan. The Nagataki temple in Mino-hakusan fell battle against the Heisen-temple in Echizen and then a suite to the feudal government happened in the earisl Edo era (1596-1867).

For these reasons a above, the Buddhist faith of Hakusan fell from its situation in spite of the power had been bigger than others. Then, there were about 2,700 Hakusan Shrine all over Japan, about 600 shrines in Mino district (Gifu prefecture), about 450 shrines Echizen (Fukui prefecture), about 350 shrines in Kaga (Ishikawa prefecture). This Buddhist faith of Hakusan dedicated to Buddha with elevenfaces on the GOZEN-NO-MINE, to Buddha of Amida on the OHNANJI, and to SHOU-KANNON on the Bessan.

Under the control of HEISEN-TEMPLE, the Shinto shrine KA-HO and MINO-MURO were granted as pilgrims' logings and the place where persons pray, both in the Hakusan-Nagataki temple and the Shinto shrine ITOSHIRO-HAKUSAN-CHUKYO (Gujo district in GIFU Prefecture).

By what means has it been a secret history?

The following is the obvious reasons.

1. This region was the land under the direct control of the TOKUGAWA-shogunate government.
2. The small port village KUROSE enjoyed great facilities of water transport on the big river KISO in the center of Japan, and it was the first base of finances of the raft floating foundation of lumber.
  - i) In NISHIGORI which is on the other side of the KISO river, there was the magistrates office of TOKUGAWA government official and imposed the duty to pay the lumber tax.
  - ii) The headman and the government official of the KUROSE, the KAGAMI, have been managed the village HOSOME in the back of itself politically.
3. The incarnation of Buddha and SHINTO shrine OHFUNA-HAKUSAN is the tutelary shrine in the village HOSOME, and also the headmost shrine at the foot of Mt. OHFUNA-HAKUSAN in YAOTSU sphere its intendant Buddhist temple have been called

SHUGENDO (the mountain asceticism). It has been held the suppression of Buddhism at the beginning of the MEIJI era, when SHINTO influence was removed from Buddhist temple, this SHUGENDO were overthrown by the MEIJI government.

4. The main discourse is the secret history of the offray. The people of fifteen villages, which surrounded the Mt. OHFUNA-HAKUSAN, asserted their right on the privilege and the ownership of the lumbermen of the Mt. OHFUNA-HAKUSAN. On the other side, HOSOME persisted their personal right on the Mt. OHFUNA-HAKUSAN, moreover coexisted with the lumberman's privilege and the ownership, so that, they had evenly fought, the lumberjacks of HOSOME have been get into the danger by the weapon of the lumberjacks of the village of fifteen.
5. The KAGAMI, the village headman and government official in the village HOSOME, sued the court of the magistrate office KASAMATSU (the bigger political management with the MINO sphere thirty miles down stream from KUROSE). For these reasons above the government official KASAMATSU came and tried to conduct the investigation about these dispute on the privilege and ownership of the lumbermen. But the government official KASAMATSU could not judge its problem, so that this dispute had been within the unexpected knotty problem.  
These compelling reason, the magistrate's office KASAMATSU had begged to solve the problem to the OWARI-clan of the TOKUGAWA-shogun's younger brother.
6. The government official of the OWARI-clan also arrived and tried to conduct the investigation about these dispute problem, but in same way could not make the judicial decision. Therefore, they made the direct appeal to the TOKUGAWA shogunate government.
7. They had made direct appeal at many times, and the TOKUGAWA government had drawn and declared the knotty problem.
8. The many representative peasants had gone up to the capital for Edo in rotation, but at the method of the trial approach, I have to point up the following matters.
  - i) The investigation had not made severely because this district was under the direct control of the shogunate government.
  - ii) The isolated patches of the other feudal clans at the foot of Mt. OHFUNA-HAKUSAN had been given some rigorous enforcements of the law.
  - ii) The bribe to the shogunate government official was received by the farmers and it had been good work, bribed into secrecy.
  - iv) The village HOSOME had fought with the fifteen villages in the cause to live up under the good name of Buddhism OHFUNA shrine.
9. The conciliation court of shogunate government official, had made loosely in comparison with the peasant's uprising and the secret Christian.





細目北山部落から大船白山権現山を望む



大船神社神宝 懸仏 (鎌倉中期)



大船神社の狛犬 (弘化3年)  
濃州土岐郡笠原村加藤作助作

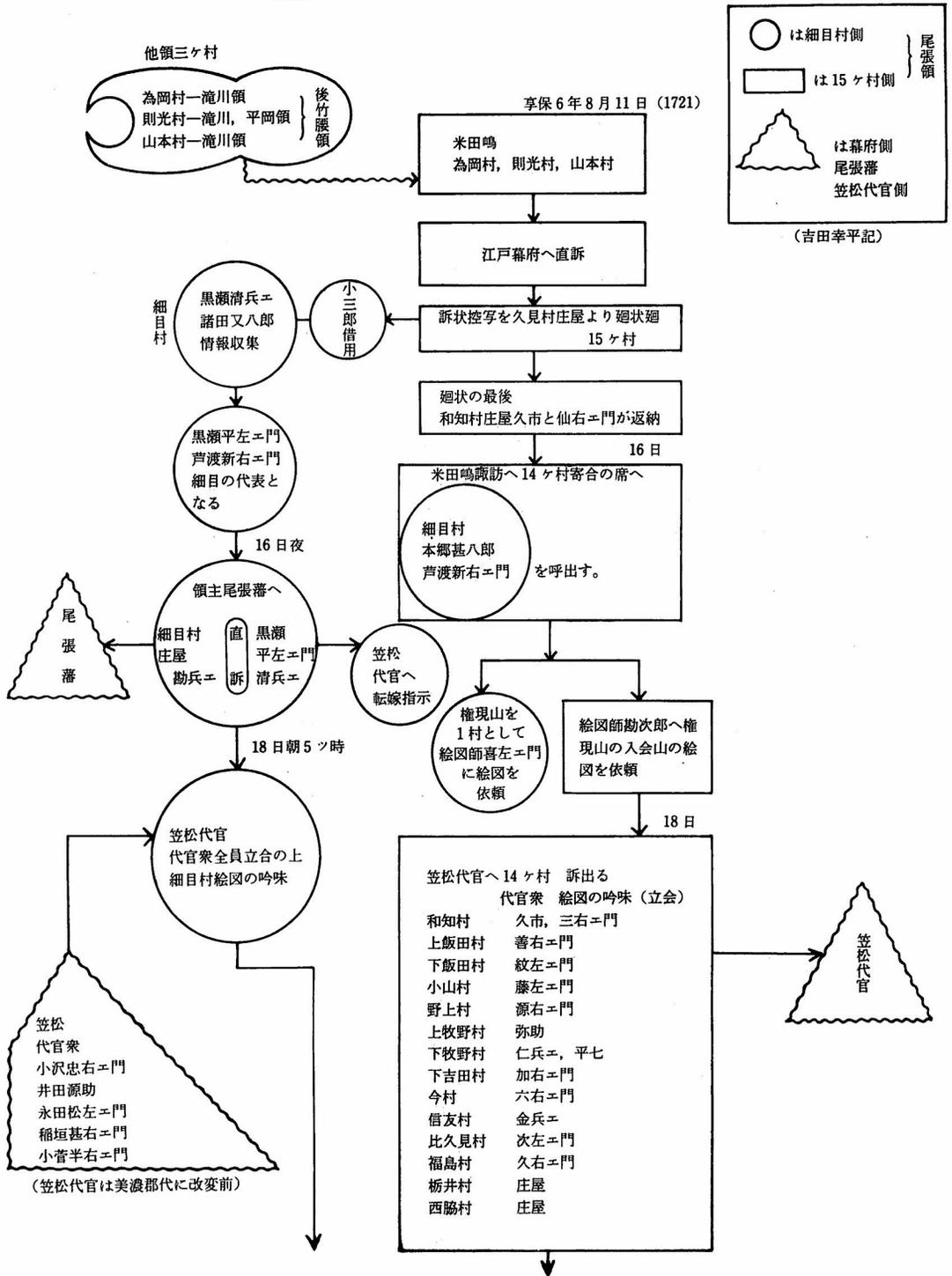


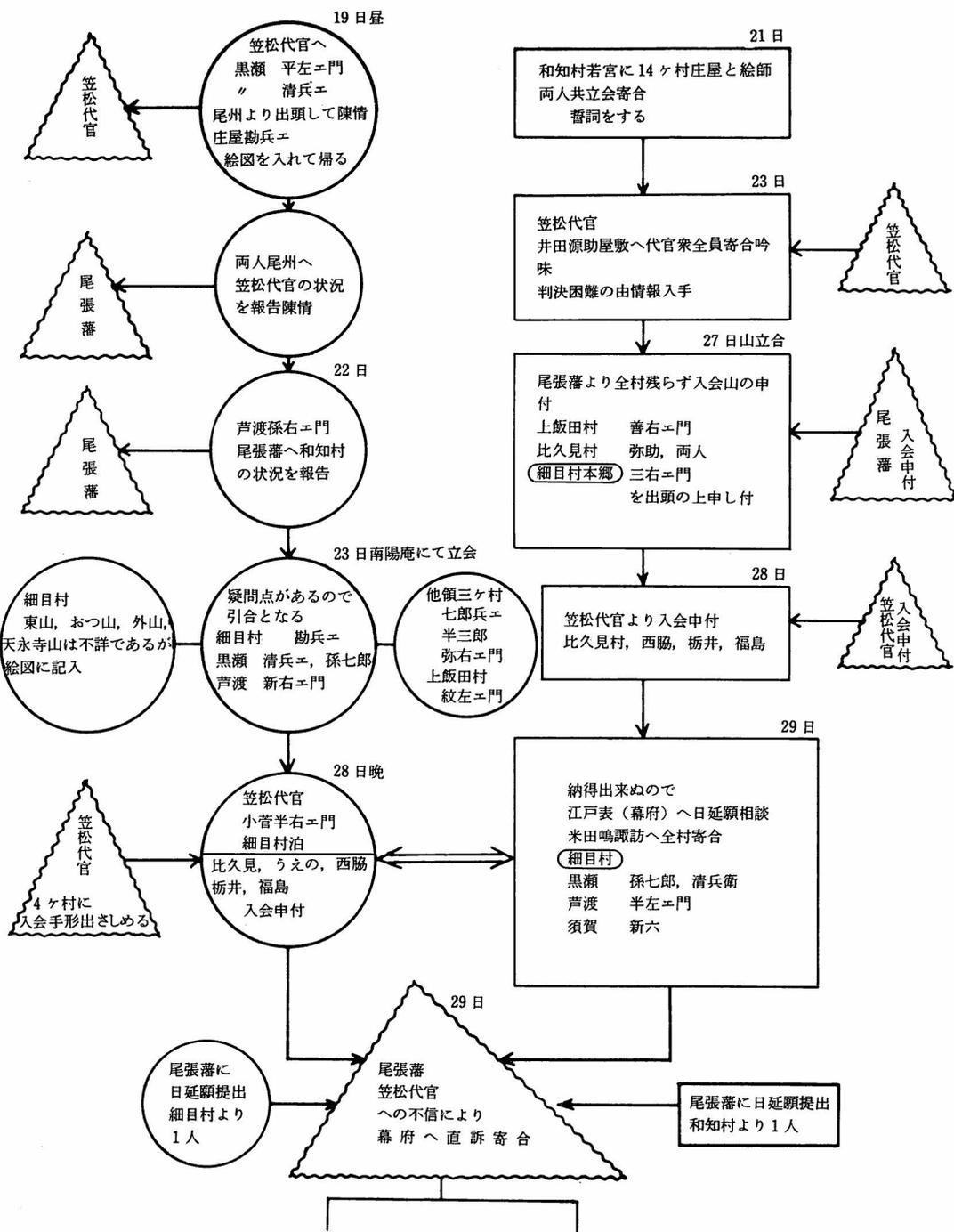
大船白山権現山里宮赤薙庚申堂  
阿弥陀如来 (永禄4年) (1561)

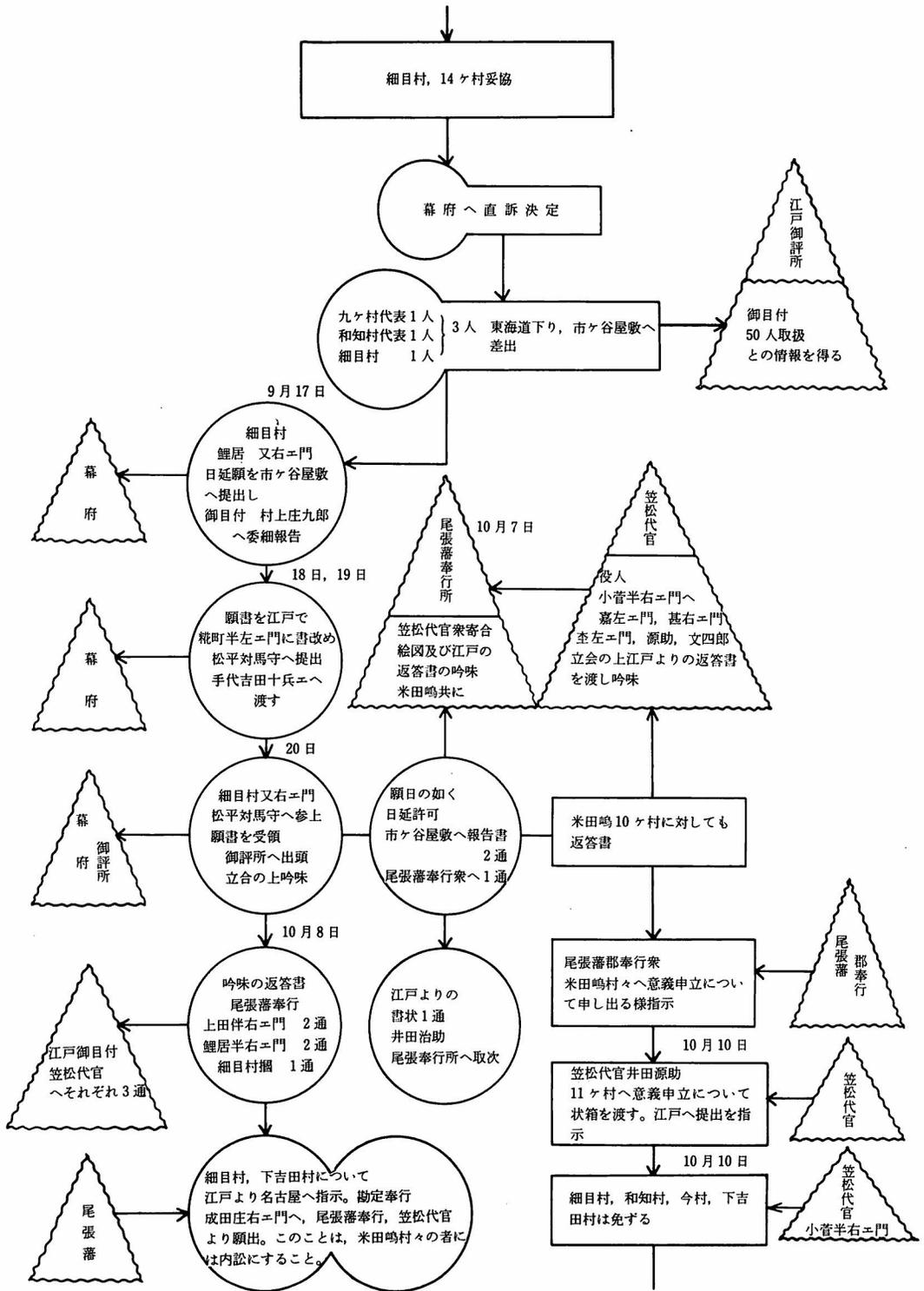


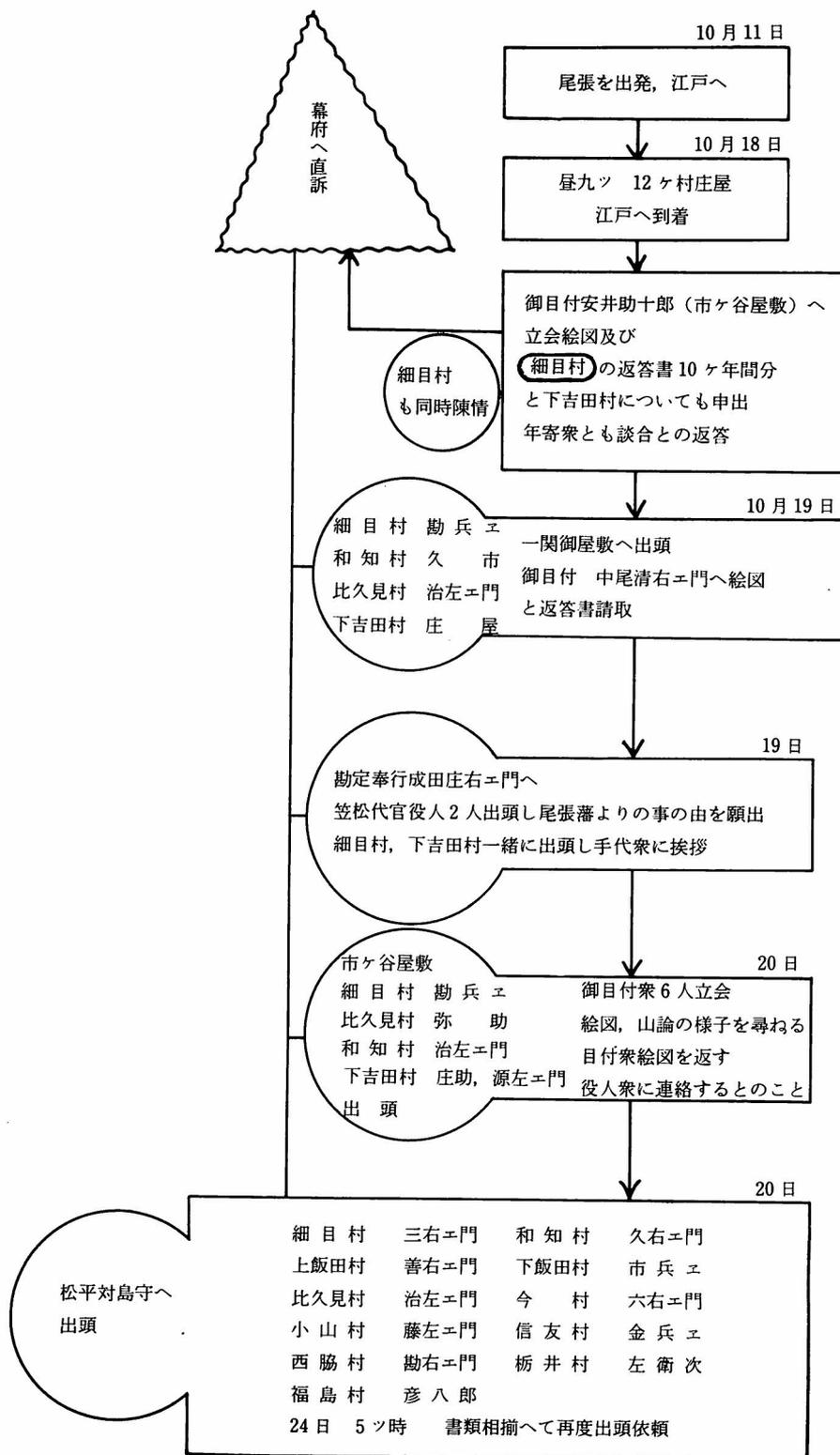
里宮 赤薙不動と役小角大船白山権現山

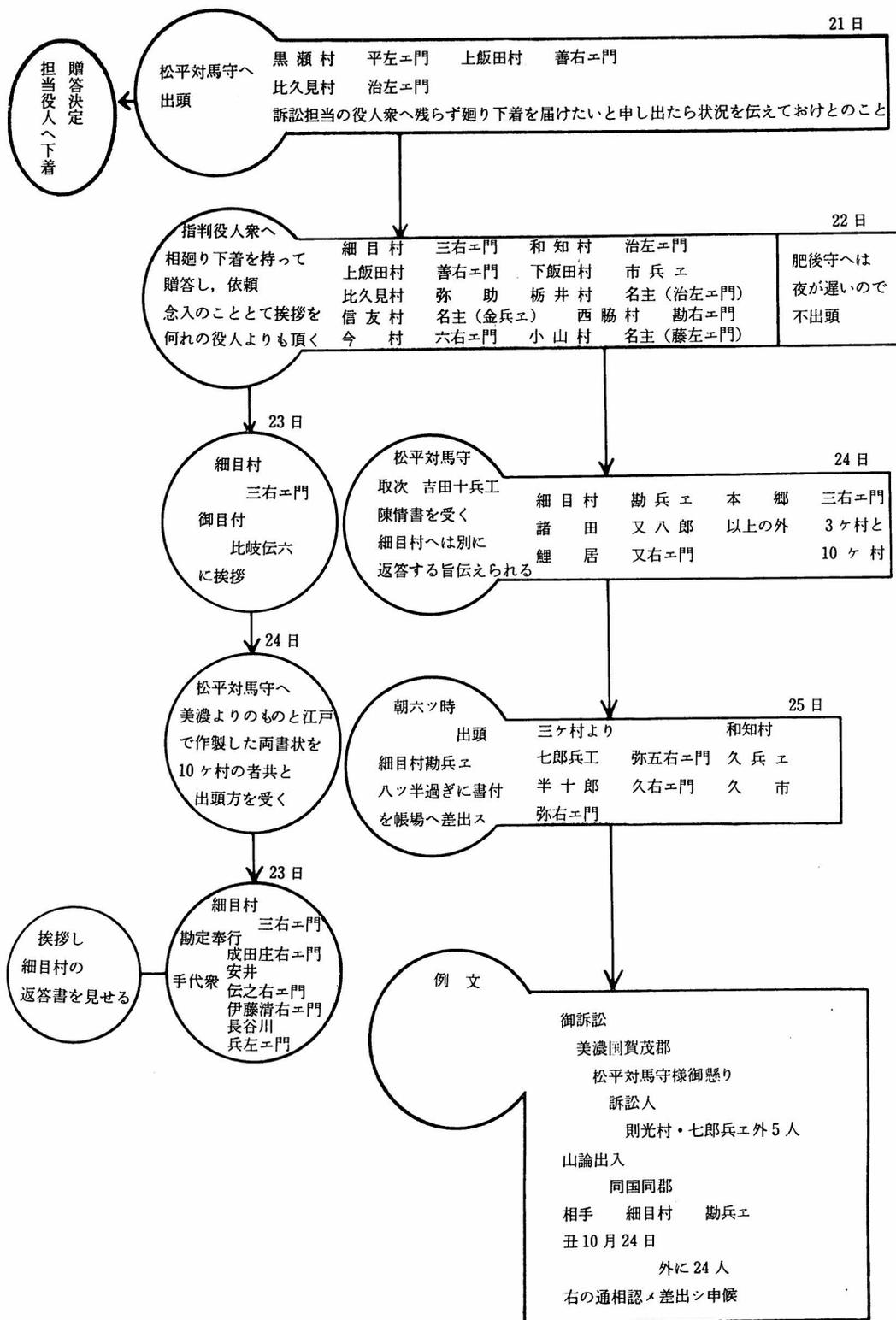
江戸幕府公事(幕府訴訟)の権現山論争見取図











吉田：白山信仰の研究 (3)

